

大分市自治基本条例検討委員会
第3回部会代表者会議

平成23年5月13日(金)10時から
大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

次 第

1.開 会

2.部会長あいさつ

3.議 事

(1)意見の論点整理について

(2)その他

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)の論点について

1. 「自治」と「まちづくり」について
 - 目的、基本理念、基本原則
 - ・【資料1】第14回理念部会(H23.4.20)での検討結果
 - 前文
 - ・【資料2】理念部会での検討結果
2. 「人権の尊重」について
 - ・【資料3】
3. 委員からの提案事項について
 - 条例の目指す方向
 - ・【資料4】
 - 前文
 - ・【資料4】
 - 都市内分権
 - ・【資料4】
4. 条例の名称について
 - ・市民意見交換会やパブリックコメントでの意見
5. 市民への広報について(市民意見交換会、シンポジウムなど)
 - ・【資料5】
 - 市報での掲載、市民意見交換会、パブリックコメント、シンポジウム
6. 第7条のタイトル「議会の基本的役割等」を「議会の基本的役割と責務」にすることについて
 - ・【資料6】条例(素案)と議会基本条例
7. その他
 - スケジュール
 - 逐条解説の作成

目的並びに基本理念及び基本原則の調整案について

平成23年3月29日の全体会において、他部会委員より指摘のあった、「『(仮称)大分市まちづくり自治基本条例』は、目的から、基本理念、基本原則への流れがわかりにくいことから、他市(札幌市)の条例を参考に見直しをしてはどうか」という意見について。

1. 札幌市自治基本条例との比較

大分市、札幌市ともに、「市民が主体となり、自治を基本としてまちづくりを行うという方向性を謳う」点は同じであるが、大分市の条文は、「自治の実現」が目的であるのにも関わらず、「『まちづくり』を行うことを『自治』の基本理念とする」など、「自治」と「まちづくり」の関係がわかりにくくなっている部分があると考えられる。そこで、現行案と調整案を以下に比較して記す。

現行案

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

(基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

以下、黒枠は現行案のまま、赤枠は調整した箇所があることを示す。

2. 条文の調整案について

(目的 調整案)

第1条 この条例は、本市における自治の**基本理念及び**基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参画その他の自治**まちづくり**の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

自治の「基本理念」及び「基本原則」に、よりスムーズにつながるようにするために、「目的」の「明らかにするもの」に両方を併記するように戻した。また、「まちづくり」を1箇所入れることにより、条文の構成として3条、4条に流れるようにした。

(基本理念 調整案)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

目的の見直しにより、文章としての流れが良くなったと考えられたことから、そのままとした。

(基本原則 調整案)

第4条 本市は、次に掲げる事項を**自治**の基本原則として**自治まちづくりを進める**行うものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

「目的」の表現に合わせるとともに、「自治」の基本原則(ルール)を基礎としてまちづくりを行うように「自治」と「まちづくり」の関係を整理した。

考え方:「まちづくり」という表現を使わずに基本理念、基本原則を表現することは困難であることから、目的の考え方を「まちづくりを行う取組みが進むことにより、市民主体による自治の実現が図られる」ものであると整理した。

理念部会における前文の検討経緯

他市町村の事例で「定型的なサンプルとして参考となるもの」がないかを検証したが、项目的な類似点は見られるものの、定型パターンは無かった

部会員それぞれで案を作成して持ち寄り協議することを決定

案を作る際の基本的なコンセプト 市民がこの前文を見て、大分市及びこの条例に興味を持つようなものにしたい

...その後、「条例の導入部」として捉えるように変化

- < 委員意見（前文に必要なもの抜粋）>
- ・大分市の魅力が謳われるべき ・「この条例を制定する」という大分市民の覚悟を述べる必要がある
 - ・あまり押し付けがましいものではない ・社会人としての義務感が滲み出るような文章が良い
 - ・ふるさと大分を守るために条例を制定して、その下、大分を守るのだという感じを出したい
 - ・歴史や風土の関係の中で地域の人は育つことから、こういうまちを作るんだという意識を謳いたい。
 - ・ですます調を使いたい ・「大分はこんなまちなんだ」という中身にしたい
 - ・「住むことが誇りに思えるまち」というのが良い・短い文章を皆で持ちあうと良い

議論を継続

意見を基に前文スタイルを規定

2. 前文作成にあたって定めたスタイル
- 文章は簡潔に短く
市民が作る条例であることから、主語は「わたしたち大分市民」
中学生が理解できるような文章
以下の4段落で構成する
- 第1段落 「大分市民のふるさと大分市への想い」
 - 第2段落 「大分市の優れた点」
 - 第3段落 「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」
 - 第4段落 「市民が条例を作るという決意」
- 当初は3段落構成であったが、未来へ大分市を繋いでいくというイメージを取り入れ4段落構成とした。

スタイルを基に...

< 委員意見（前文の文章案抜粋）>

・わたしたちのふるさと大分市は歴史と文化の香りあふれる豊の国の中心に位置し、大分川、大野川に育まれて発展を続ける、緑豊かな産業集積都市である。 ・わたしたちのふるさと大分市は、猿で有名な高崎山、鎧が岳、樫の木山等、緑豊かな自然と、肥沃な土地をはぐくんだ大分川、大野川の二大河川に抱かれている。東北部に広がる海は、古来より海の道として多くの歴史を刻んで来た。 ・わたしたちのまち大分市は、豊後水道と別府湾、高崎山をはじめとする緑の山々、大分川、大野川の二大河川という、海、山、川の豊かな自然に恵まれ、遠く奈良時代に豊後国府が置かれて以来、東九州の要衝の地としてたゆみない発展を続けてきた。

・わたしたちは広く世界に目を開きつつ、先人たちの偉業を誇りとし、このまちを愛し、私たち一人ひとりの生きた証が、輝かしい未来につながっていることを信じている。 ・歴史と伝統、そして南蛮文化の吸収など進取の気風があいまって多彩な文化が生まれ、人々の心のよりどころとなっている。 ・わたしたちは、大分市民であることに限りない愛と誇りを抱いて生きている。 ・新産業都市建設を基軸に一層の発展を遂げた大分市は、政治、経済のみならず、情報、交通、流通、教育、文化、福祉などあらゆる機能が集積する東九州の中核都市として、また平和を希求し、諸外国との交流を進める国際交流都市として確たる地位を築き上げている。 16世紀ヨーロッパでは、「豊後」は九州を指し、「府内」は日本で最も有名な都市であった。

・先人の英知や努力によって築かれた歴史や文化を守り育てながら、夢と希望に満ちた未来を背負う次世代に、これらを継承してゆく責務がある。 ・先人の築いたまちを愛し、平和で幸福な生活をおくれるまちをつくり、未来につないでいく。

・多様化する時代の中での地方自治は、私達が自治の主体として自覚をあらたにすることである。 ・わたしたちは、市民総参加のまちづくりに向けて大分市の自治の最高規範として、この条例を制定する。 ・わたしたち大分市民は協働と互恵の精神に基づき、英知を結集し、それぞれの責任のもとに役割を分担して、このまちを次の世代に確実に引き継いでいくため、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、ここに大分市自治基本条例を制定する。 ・わたしたち大分市民は、先人から受け継いできた大分のまちをさらに飛躍させるために、議会、行政と手を携え、愛するふるさと大分を支える市民としての誇りと責任感を自覚し、協働と地域主権の時代を担う活力あるまちをめざし、ここに大分市自治基本条例を制定する。 ・これからも豊の国の民として、一人ひとりが自然を大切に、多くの方々と交流し、住みよい大分市を築く責任を感じ、平和で幸福な暮らしが出来るよう、力を合わせ助け合うことを誓い、子孫繁栄の道しるべとして、この自治基本条例を制定する。

上記意見を基に...

< 現状前文案 >

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

< 第 3 章 市民、議会及び市長等の役割等 >

第 1 節 市民

(市民の権利)

第 5 条 市民は、すべて(個)人として尊重され、安心で安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

- ・ 基本的人権を(等しく)保障され、
- ・ 基本的人権の尊重の下、

- 2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。
- 3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
- 5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

(多様な文化の尊重等)

第 31 条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することなどにより、あらゆる人が個人として尊重され、地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

(多様な文化の尊重等)

第 31 条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び、価値観等を理解し、尊重することにより、あらゆる人が個人として尊重され、地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

(多様な文化の尊重等)

第 31 条 市民、議会及び市長等は、すべての市民が個人として尊重され、あらゆる人が~~地域社会の一員として受け入れられるよう~~にするため、多様な文化及び、価値観等を理解し、尊重するようことにより、~~努めるものとする。~~

(~~多様な文化~~人権の尊重等)

第 31 条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することその他人権尊重の理念に対する理解を深めることにより、~~あらゆる人がすべての市民が~~地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

(~~多様な文化~~人権の尊重等)

第 31 条 市民、議会及び市長等は、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、(人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、)多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

条例の目指す方向

住民自治（地域民主主義・自治体デモクラシー）の深化

- * 住民参加条例（主権在市民、住民は行政の客体以前に自治の主体である）
- * パブリック・コメント手続条例（意見の反映を保障）
- * 住民投票条例（常設型が基本であるが乱用はさせない）
- * オンブズ条例（組織や事業の仕組み・市民の立場に立った指導監査）
- * 是正請求手続条例（双方向のまちづくり）
- * 情報公開条例（情報公開のあり方：必要なときに必要な情報を！）
- * 個人情報保護条例（市民の立場になった条例になっているか？）

個性あるまちづくり創造

- * 地域内分権の実行（地域まちづくり条例）
 - * 産業の活性化と労働人口の定着（産業振興条例）
 - * 文化・スポーツを生かしたまちづくり（文化振興条例）
 - * こども条例（家庭と地域で育む力を養う）
- （環境美化・ポイ捨て条例 etc・・・）

分権改革の更なる展開（画一的な地方自治制度の呪縛からの脱却、必置規制の緩和）

- * 財政健全化条例（一括交付金の使い方、起債のあり方と制限、財政健全化対策）
- * 行政手続条例（公正の確保と透明性の向上）
- * 公契約条例（品質・労働の安定化）
- * 政策評価条例
- * 公益通報条例

議会改革と活性化

- * 議会基本条例（二元代表制の定着化）
- * 議会活動条例（議会としての主体的活動や運営のあり方）

<まとめ>

このまちに暮す人々みずからが制定した自主憲法にするために、一人でも多くの市民がその制定過程に積極的に参加し、市民と行政がこれまでに営々と積み上げてきた自治の実績を着実に踏まえつつ、大分市の自治を誇らしく謳いあげるような条例を目指す。

前文について

大分市の歴史、文化、産業、自然等について前文で触れ、それらを守り継承していく旨の規定をするべきではないと考える。なぜならば、本条例は、住民自治の確立のために市民から信託を受けた市政運営や議会運営等について必要な原則、制度について定めるものであるため、それらの規定や言い回しはしないほうがよい。

都市内分権について

現在社会のなかで、地域が作り出している環境を見てみると、市民の地域への帰属意識の希薄化が進み、地域での活動が困難になることが予想される。また、住民ニーズの多様化から、地方自治体はその全てに的確に応えることが難しくなっており、公共サービスの全てを行政が担うという従来からの認識の転換が求められている。このため、地域においても行政においても、従来からの仕組みを転換すべき時期を迎えつつあると言える。

その一方で、地域における防犯への取り組みや清掃活動など、既存の住民自治組織の枠組みを超えて地域課題に取り組む動きも出てきており、個々の意欲と能力を生かしたNPOやボランティア団体の活動も徐々に成長してきている。これらの活動が活発になることによって、それぞれの地域での住民ニーズにマッチした公共サービスが、迅速かつ適切に提供されることが期待できる。

また、地域における公共サービスは、市民または行政のどちらかが一方的に担うものではなく、市民と行政において適切に役割を分担するべきであり、市民の公益的活動に対して、行政は積極的に支援すべきであると考えます。

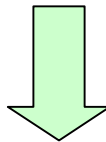
地域の課題を迅速かつ効果的に解決していくためには、既存の枠組みを超えた新たな住民自治組織を設置し、その活動を行政が積極的に支援していくシステムを構築することが必要である。

市民は、単に行政サービスの受益者という立場だけでなく、住民自治の基本理念のもと、自らの果たすべき役割を再認識し、自治の担い手として行政や地域のまちづくりに積極的に参画していく時期にきている。

市民への広報について

検討委員会等での意見

- ・ シンポジウム、タウンミーティング等のスケジュールを考えて欲しい。
- ・ 市民の意見と委員の意見が噛み合っていない。
- ・ 市民の意見に対し事務局が回答するのはおかしい。
- ・ Q & A の議論がされていない。
- ・ 自治委員が中心だったので、多くの市民に参加して欲しい。
- ・ アンケートの内容がよくない。手順も含め検討委員会で議論すべき。
- ・ 市民意見交換会に対する十分な準備が必要である。



これらの意見を踏まえ対応策を検討する

対応策 1) 市報での広報

- ・ 可能な限り検討状況や条例（素案）の内容を市報に掲載する。

対応策 2) 市民意見交換会の準備

- ・ 検討委員会での協議が整った後に市民意見交換会を開催する。

対応策 3) 市民意見交換会（2回目）の開催

- ・ 本庁（コンパルホール）、鶴崎市民行政センター、植田市民行政センターの3箇所で、全委員出席の市民意見交換会を開催する。

対応策 4) パブリックコメント（2回目）の実施

- ・ 市民意見交換会と同時期にパブリックコメントを実施する。

対応策 5) シンポジウムの開催

- ・ 条例制定後に周知を含めて開催する。

大分市議会基本条例

(平成 20 年 12 月 17 日
条例 第 35 号)

目次

前文

- 第 1 章 目的 (第 1 条)
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則 (第 2 条 - 第 4 条)
- 第 3 章 市民と議会の関係 (第 5 条)
- 第 4 章 市長等と議会の関係 (第 6 条 - 第 9 条)
- 第 5 章 自由討議による合意形成 (第 10 条)
- 第 6 章 委員会の運営 (第 11 条)
- 第 7 章 政治倫理 (第 12 条)
- 第 8 章 政務調査費 (第 13 条)
- 第 9 章 議員の定数及び議員報酬 (第 14 条・第 15 条)
- 第 10 章 議会及び議会事務局の体制整備 (第 16 条 - 第 20 条)
- 第 11 章 最高規範性 (第 21 条・第 22 条)

附則

我が国において、地方自治は日本国憲法でうたわれている。住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

本市議会は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

ここに、市民に開かれた市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定する。

第 1 章 目的

第 1 条 この条例は、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託にこたえる議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政

の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視するものとする。

- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。
- 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。
- 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、大分市議会会議規則(昭和42年大分市議会規則第1号)、大分市議会委員会条例(昭和42年大分市条例第4号)、議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

第5条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

5 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報

告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

(一問一答による質疑応答等)

第7条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議会の会議及び委員会において、市長及びその他の執行機関の長並びにそれらの補助職員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(政策等の監視及び評価)

第8条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算又は決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

第5章 自由討議による合意形成

第10条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

第6章 委員会の運営

第11条 議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。

第7章 政治倫理

第12条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

第8章 政務調査費

第13条 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。

第9章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第14条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第15条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

第10章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員政策研究会及び議会活性化推進会議)

第 16 条 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。

2 議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。

3 議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。

(議員研修の充実)

第 17 条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第 18 条 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制強化)

第 19 条 議長は、議会の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の体制強化に努めなければならない。

(議会図書室)

第 20 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第 11 章 最高規範性

(最高規範性)

第 21 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第 22 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、公布の日から施行する。